

2020年4月30日

株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ

新型コロナウイルス感染症の影響に伴う電気料金の特別措置について(措置内容の一部変更)

当社は、新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、一時的に公共料金の支払いが困難となるお客さまに対して、経済産業省からの要請に基づく特別措置として、電気料金の支払期日の延長を適用しております。(2020年3月27日お知らせ済み)

このたびの新型コロナウイルスの感染拡大を受け、特別措置の内容を一部変更することとしましたのでお知らせいたします。

<特別措置の変更内容>

2020年3・4月分の電気料金の支払期日を1ヵ月延長から2ヵ月延長へ変更。

<特別措置の申込方法>

新型コロナウイルス感染症の影響により、各都道府県社会福祉協議会から「緊急小口資金・総合支援資金の貸付※」を受けているお客さま(受けるための手続きをされているお客さまを含む)からのお申し出に応じて、特別措置を適用させていただきます。

ご希望されるお客さまは、以下へお問い合わせください。

<変更後の特別措置の内容>

○支払期日の延長

2020年3・4月の電気料金について、支払期日を原則として2ヵ月間延長し、5月分の電気料金について、支払期日を原則として1ヵ月間延長いたします。

※: 「緊急小口資金・総合支援資金の貸付」について詳しくはこちら(厚生労働省ホームページ)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/seikatsu-fukushi-shikin1/index.html

小売電気事業者 株式会社 LIXIL TEPCO スマートパートナーズ(A0461) 代表取締役 柏木 秀 〒136-0071 東京都江東区亀戸1丁目36番8号 新亀戸ビルヂング5階
【電気需給契約に関するお手続き・お問い合わせ】 TEL 0120-228-267 (全日 9:00~17:00)